

※ 登録番号	第165号 (令和4年4月14日)	
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業 <input checked="" type="radio"/> 総合不動産投資顧問業	
2.法人・個人の別	<input checked="" type="radio"/> 法人 <input type="radio"/> 個人	
(ふりがな) 3.商号又は名称	(かぶしきかいしゃえふびーじーしょうけん) 株式会社FPG証券	
(ふりがな) 4.氏名 (法人である場合は代表者氏名)	(のもと たかひろ) 野元 隆廣	
5.資本金額	1,049,021,296円	
6.役員		
(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
(たにむら ひさなが) 谷村 尚永	代表取締役会長	常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤
(のもと たかひろ) 野元 隆廣	代表取締役社長 内部管理統括責任者	<input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤
(さくらい ひろし) 桜井 寛	取締役	常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤
(やすだ まさとし) 安田 正敏	監査役	<input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤

(記載上の注意)

- 1 「※登録番号」には、記載しないこと。
- 2 「1.投資顧問業の種類」は、該当するものに○印を付けること。
- 3 「2.法人・個人の別」は、該当するものに○印を付けること。
- 4 「3.商号又は名称」、「4.氏名」
 - (1) 法人は商号を「3.商号又は名称」に記載し、個人は氏名を「4.氏名」に記載すること。
 - (2) 個人は、「3.商号又は名称」に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は、屋号等の名称を記載することができる。
 - (3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名がある場合は、「4.氏名」に()書きで併せて記載することができる。
- 5 「5.資本金額」には、出資総額を含む。
- 6 「6.役員」について、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏名 (使用人の種類)	職名	統括する業務の別
(のもと たかひろ) 野元 隆廣 (営業所の業務を統括する者)	代表取締役社長 内部管理統括責任者	
(とうもと さとる) 東本 聡 (価値分析・投資判断を行う者) (助言の業務を行う者) (判断業務統括者)	投資運用部 部付部長	投資判断、売買、貸借、管理等
(すぎた みちこ) 杉田 道子 (管理部門の責任者)	コンプライアンス部長 管理部長	
計 3 名		

(記載上の注意)

- 1 第4条第1項第3号に規定する重要な使用人の種類（営業所の業務を統括する者、不動産の価値の分析又は当該分析に基づく投資判断を行う者、助言の業務を行う者、判断業務統括者等）を「氏名」に付記することとし、複数の種類に該当する場合は、その該当するすべての種類を付記すること。
- 2 「統括する業務の別」には、判断業務統括者が統括する業務の別（投資判断、売買、貸借、管理等）を記載すること。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に記載すること。

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
株式会社F P G証券	平成25年 12月9日	〒100-7029 東京都千代田区丸の内2-7-2 電 話03-5220-4200 F A X 03-5220-4230
計 1 店		

(記載上の注意)

- 1 「名称」には、主たる営業所及びその他の営業所を、それぞれ区分して記載すること。
- 2 「所在地」には、その営業所の電話番号を併せて記載すること。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

9.業務の方法

1. 投資助言業務及び投資一任業務の対象となる不動産の種類
限定しない
2. 助言の方法
一定期間継続的な資産運用に係る助言等
3. 報酬体系
 - ①不動産投資顧問契約の締結に関する報酬を「設定報酬」といい、また、不動産の取得および取得後の不動産の運用管理にかかる報酬を「期中報酬」といい、不動産の売却に関する報酬を「売却報酬」という。
 - ②業務報酬は、顧客との間の不動産投資顧問契約若しくは業務報酬の覚書において、業務報酬の料率若しくは報酬金額を定める。
「設定報酬」取得価格の5%を上限とする。
「期中報酬」年間報酬として、取得価格もしくは基準日における鑑定評価額の5%または賃料収入の20%を上限とする。
「売却報酬」売却価格の5%を上限とする。(但し、代理媒介業務報酬は含まない。代理媒介業務報酬を受領する場合は宅地建物取引業法に定める金額を上限とする。)
「成功報酬」目標収益を超えた場合の当該超過金額の50%を上限とする。
 - ③業務報酬の水準は、案件の難易度や業務にかかる事務コストを勘案し、顧客との協議において決定するものとする。
4. 報酬の受領時期
原則として、設定報酬については不動産を購入した日とし、期中報酬については3か月毎の最終月の末日とし、売却報酬については不動産を売却した日とする。
5. 集団投資スキーム持分による資金調達を行うときは、適切な金融商品取引業者を選定したうえで、顧客にとって最適な条件によるスキームを策定する。

(記載上の注意)

次の各項目につき記載すること。

- 1 投資助言業務又は投資一任業務の対象となる不動産の種類(例:業務用ビル、商業施設、住宅等)、規模及び所在する地域
- 2 助言の方法(例:単発的な取引に係る助言、一定期間継続的な資産運用に係る助言等)
- 3 報酬体系
 - (1)顧客が不動産投資顧問業者へ支払う報酬の定め方を具体的に金額を明示して記載すること。
 - (2)会費制の場合において会費の額により助言の内容及び方法が異なる場合は、当該内容及び方法を会費額別に具体的に記載すること。
 - (3)成功報酬体系を採る場合は、その報酬の算出方法、売買の確認方法を具体的に記載すること。
- 4 報酬の支払時期
- 5 匿名組合、信託及び特定目的会社等を用いる場合はその方法
- 6 総合不動産投資顧問業者の登録をしようとする者にとっては、不動産の運用実績の開示について、GIPS基準(資産運用会社による運用実績の公正な表示と完全な開示を確保するために定められた国際共通基準をいう。)に準拠表明をしたものである場合には、その旨

10.既に有している免許、許可又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
①. 金融商品取引法第29条の登録	関東財務局長 (金商)第153号	平成19年9月30日
②. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	東京都知事 (1)105799号	令和3年 1月22日
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

(記載上の注意)

1から3までのうち該当するものに○印を付け、その免許等の番号、年月日を記載すること。

1 1.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

1. 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
2. 有価証券の売買、市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
3. 取引所金融商品市場・外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理、又は、取引所金融商品市場・外国金融商品市場における市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理
4. 店頭デリバティブ取引、又は、店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ若しくは代理
5. 有価証券等清算取次ぎ
6. 有価証券の引受け
7. 有価証券の募集または私募
8. 有価証券の売出し
9. 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
10. 投資一任契約を締結し、当該契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務
11. 有価証券に関する情報の提供又は助言
12. 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務
13. 他の事業者の経営に関する相談に応じる業務
14. 通貨その他のデリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引を除く。）に関連する資産として政令で定めるものの売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理
15. 譲渡性預金その他金銭債権の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
16. 投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合及び匿名組合契約などに基づく権利で、金融商品取引法第2条第2項第3号、第4号、第5号、第6号に規定されるみなし有価証券に係る組合の事務管理業務
17. 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資信託及び外国投資証券(外国籍ファンド)の事務管理業務
18. 前各号の業務のほか、金融商品取引法第28条第1項に掲げる第一種金融商品取引業及び同法同条第2項に掲げる第二種金融商品取引業その他の法律により証券会社が営むことができる業務
19. 金融商品取引法第35条第4項の規定に基づき内閣総理大臣の承認を受けた業務
20. 不動産の売買、貸借、仲介、所有、管理、利用、開発及びコンサルティング
21. 前各号に付随する一切の業務

(記載上の注意)

- 1 日本標準産業分類表細分類又は定款の内容に従って記載すること。
- 2 第6条第2項第2号カの不動産投資事業については、当該事業の対象となる不動産の種類、規模及び所在する地域を記載すること。

12. 主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数又は出資 の金額	割合	住 所
(かぶしきかいしゃえふびー じー) 株式会社F P G	48,800株	100%	東京都千代田区 丸の内2-7-2

(記載上の注意)

- 1 「主要株主」とは、法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。
- 2 「割合」とは、保有する株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。
- 3 実質的に保有する株式の数又は出資の金額の多い順に記載すること。
- 4 名義を親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族）に分割している場合は、合算した株式の数又は出資の金額を「保有する株式の数又は出資の金額」に、その合算した割合を「割合」に（ ）書きで記載すること。
- 5 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。

13. 役員の兼職の状況

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類
(たにむら ひさなが) 谷村 尚永	<p>商号 株式会社F P G 業務の種類 金融商品取引業（投資助言・代理業・運用業、補助的金融商品取引業を除く）、経営コンサルタント業、建物売買業、土地売買業、不動産代理業・仲介業、信託契約代理業、分類不能の産業、生命保険媒介業、損害保険代理業、事業者向け貸金業</p> <p>商号 HTホールディングス株式会社 業務の種類 主として管理事務を行う本社等（補助的金融業等）</p> <p>商号 株式会社F P G信託 業務の種類 運用型信託業</p> <p>商号 株式会社F P Gエアサービス 業務の種類 航空運送業</p> <p>商号 株式会社F P Gテクノロジー 業務の種類 受託開発ソフトウェア業</p>
(さくらい ひろし) 桜井 寛	<p>商号 株式会社F P G 業務の種類 金融商品取引業（投資助言・代理業・運用業、補助的金融商品取引業を除く）、経営コンサルタント業、建物売買業、土地売買業、不動産代理業・仲介業、信託契約代理業、分類不能の産業、生命保険媒介業、損害保険代理業、事業者向け貸金業</p> <p>商号 株式会社F P G保険サービス 業務の種類 生命保険媒介業、損害保険代理業</p>
(やすだ まさとし) 安田 正敏	<p>商号 株式会社アパレルウェブ 業務の種類 ポータルサイト・サーバ運営業</p> <p>名称 一般社団法人実践コーポレートガバナンス研究会 業務の種類 経営コンサルタント業</p>

(記載上の注意)

1 「常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類又は他に営んでいる事業の種類」の業務の種類又は他に営んでいる事業の種類は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

2 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載してその書面を第9面の次に添付すること。

桜井 寛	取締役	無	非常勤	株式会社F P G 執行役員 株式会社F P G保険サ ービス 代表取締役	金融商品取引業 保険代理店業
安田正敏	監査役	無	常勤	株式会社アパレルウェ ブ 監査役 一般社団法人実践コー ポレートガバナンス研 究会 理事	ポータルサイト ・サーバ運營業 経営コンサルタ ント業

(記載上の注意)

記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を本様式の次に添付すること。